

◎千九百八十七年の原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定の有効期間を延長する第五次協定

(略称) 千九百八十七年の原子力科学技術に関する地域協力協定の第五次延長協定

平成二十三年 四月 十五日 バリで作成
平成二十三年 八月三十一日 効力発生
平成二十四年 五月二十九日 受諾の閣議決定
平成二十四年 六月 五日 受諾の通告
平成二十四年 六月二十二日 告示(外務省告示第二百十九号)
平成二十四年 六月 五日 我が国について効力発生

目次

ページ

前文	三
第一条 千九百八十七年の地域協力協定の有効期間の延長	三
第二条 効力発生	三
末文	四

千九百八十七年の原子力科学技術に関する地域協力協定の第五次延長協定

四

2 この第五次延長協定は、機関の事務局長が二番目の受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。(この第五次延長協定は、その後この第五次延長協定を受諾する政府については、機関の事務局長がその受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。

二千十一年四月十五日にバリで英語により本書を作成した。

hereof to the Director General of the Agency.

2. This Extension Agreement shall enter into force on the date of receipt by the Director General of the Agency of the second notification of acceptance. With respect to a Government accepting the Agreement thereafter, it shall enter into force on the date of receipt by the Director General of the Agency of the notification of such acceptance.

DONE in Bali, on 15 April 2011, in the English language.

末
文

(参考)

この取極は、千九百八十七年の原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定の有効期間を延長することを目的としたものである。